別表第七の医療職俸給表㈢昇格時号俸対応表中

86	91
86	92
86	92
87	92
87	93
87	93
88	93
88	93
88	94
88	94
89	94
89	94
89	95
90	95
90	95
90	95
91	96
91	96
91	96
92	96
92	97
92	97
92	98
93	98
93	99
93	99
93	
94	
94	
94	
94	
95	
95	
95	
95	
96	
96	
96	
96	

を

85	91
86	92
86	92
86	92
86	93
86	93
86	93
86	93
86	94
86	94
86	94
86	94
86	95
86	95
86	95
86	95
86	96
86	96
86	96
86	96
86	97
86	97
86	97
86	98
86	98
86	98
86	99
86	99
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	
86	

に改める。

別表第七の医療職俸給表㈢降格時号俸対応表中

123	124
126	128
129	132
132	136
135	139
138	142
141	145
144	148
148	152
152	156
156	160
160	164
163	166
166	168

を

に改める。

別表第七の二の福祉職俸給表降格時号俸対応表中

112	113
116	118
120	123
124	128
129	132
134	136
139	140

を

に改める。

別表第七の三の専門スタッフ職俸給表異動時号俸対応表中

2	1
2	2
3	2
3	3
3	3
4	3
4	4
4	4
5	4
5	5
5	5
6	5

を

6	5
6	6
7	6
7	6
7	6
7	7
8	7
8	7
8	7
8	7
8	8
8	8
8	8
9	8
9	8
9	8
9	9
9	9
10	9
10	9
10	10
10	10
11	10
	10

を

17	16
17	17

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年二月二十九日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―五五―一一〇

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に次の一号を加える。

六　前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日までの間にある職員（その日に平成二十三年度減額改定対象職員（国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号）附則第六条第一項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。第四条第三項第三号において同じ。）であつた者に限る。）　前項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「係る俸給について国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二号。以下この項において「給与改定特例法」という。）の施行の日における給与改定特例法第二条の規定による改正後の給与法の規定及び給与改定特例法第五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定によるものとした場合の俸給の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

別表第七の二の行政職俸給表㈠降格時号俸対応表中

62	57
63	58
63	58
63	58
63	58
64	58
	59
	59
	59
	59
	59
	60
	60
	60
	60
	61
	61
	61
	62
	62

を

112	113
116	118
120	123
124	125

に改める。

別表第七の二の行政職俸給表㈡降格時号俸対応表中

62	57
62	58
62	58
62	58
63	58
63	58
63	59
63	59
63	59
63	59
64	59
	60
	60
	60
	60
	60
	61
	61
	61
	61
	62
	62

を

67	68
70	72
73	76
76	80
80	83
84	86
88	89

を

に改める。

別表第七の二の公安職俸給表㈠降格時号俸対応表中

101	102
102	104
103	106
104	108
106	110
108	112
110	113
112	
113	

を

102	104
104	106
106	108
108	110
109	112
110	113
111	114
112	116
113	117

に、

130	131
132	134
134	137
136	140
139	142
142	144

を

に改める。

別表第七の二の公安職俸給表㈡降格時号俸対応表中

81	82
86	88
91	94
96	100
98	101
100	101

を

に

別表第七の二の教育職俸給表㈠降格時号俸対応表中

107	108
110	112
113	116
116	120
120	123
124	126
128	129

を

に改める。

別表第七の二の教育職俸給表㈡降格時号俸対応表中

97	98
102	104
107	110
112	113
117	116
122	120
127	124
132	128
135	132
138	136
	138
	140

を

に改める。